

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 井上 英雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4KMU10202890		4KMD1AE0153 0001				60	
品名 または 件名							
8 1 号建物濾過装置濾材更新役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
小平校			小平校総務部				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
管理課営繕班藤井技官（内 2 8 2）			令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年1月21日（火）10時00分 小平学校入札室(80号庁舎1階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な事項
- ア 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で等級がC等級以上に格付けされた者で、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者
 - イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。（第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。）
 - ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (2) 入札条項を示す場所
- 陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室
- (3) 入札条件
- ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
 - イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。
 - ウ 落札決定方法：総額（税抜き）とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。
- オ 契約書書式 : 駐屯地標準契約役務請負契約条項を適用する。また、特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
- ウ 電報、電話、FAXによる入札
- エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- オ その他入札に関する条件に違反した入札
- カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
- イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
- ウ 本公告掲載先: 陸上自衛隊小平学校総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP

東部方面会計隊HP

- エ 入札及び契約事項に関する問合せ先

連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1

陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班 TEL 042 (322) 0661 内線 (348) (担当: 臼井)

FAX 042 (321) 0664

MAIL fin-ksh@inet.gsdf.mod.go.jp

- オ 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊小平学校 総務部管理課営繕班

連絡先 TEL 042 (322) 0661 (代表) 内線 282 (担当: 藤井)

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第60号
81号建物濾過装置濾材更新役務	作成年月日	令和6年12月19日
	作成部署名	小平学校総務部管理課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する81号建物濾過装置濾材更新役務（以下、役務）について規定する。

1.2 関係法令

- 建築保全業務共通仕様書（最新版）
- 各設備に対する関係法令及び自衛隊関連規則

2 所在地及び対象設備

2.1 所在地

東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊 小平駐屯地

2.2 対象設備

対象設備については、表1のとおりとする。

表1-対象設備

機器名称	メーカー・型式	台数
フジフィルター	フジキコー（株） 型式 AFT-30SW型S 濾過能力 25.0m ³ /h 出力 3.7kw	2基
フジフィルター	フジキコー（株） 型式 AFT-30SW型S 濾過能力 26.4m ³ /h 出力 3.7kw	1基

3 一般事項

3.1 役務に関する事項

- 役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。また、安全管理及び危険防止に必要な資材等については契約の相手方の負担にて用意すること。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において補償を行うこと。
- 役務の実施に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、契約の相手方の負担とする。
- 役務を実施する者は、役務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- 役務実施に伴い発生した発生材については、金属類については監督官の指定する集積場所まで運搬集積を行い、発生材調書を作成し提出すること。また、それ以外の発生材については、契約の相手方側の責任において適法に処理を行うこと。

- e) 役務を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- f) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3.2 提出書類

契約の相手方は、**表-2**に示す書類を各1部、提出するものとする。なお、細部は監督官へ確認の上、作成、提出すること。

表2-提出書類

No.	提出書類名称	提出時期	備考
1	役務着手届	契約後、速やかに	
2	現場代理人等通知書	契約後、速やかに	本役務実施に関連する資格書の写しを添付
3	工程表	契約後、速やかに	月間
4	日誌	役務完了後	作業実施日毎に作成
5	打合せ簿	打合せ後	打合せの都度作成
6	材料検査簿	材料搬入時	必要な場合のみ
7	写真	役務完了後	電子黒板可
8	発生材調書	役務完了後	必要な場合のみ
9	報告書等	役務完了後	
10	役務完了届	役務完了後	

3.3 作業記録

- a) 契約の相手方は、本役務実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、交換部品等の使用材料、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び監督官の指示する箇所を撮影する。
- b) 撮影した作業写真は、アルバム等に整理の上、役務関係図書等と共に監督官へ提出すること。

3.4 遵守事項

- a) 役務実施の時間帯については、平日午前8時30分から午後5時（午後0時～午後1時除く。）を基準とする。ただし、官側の都合により、休日及び課業外の作業を要求する場合がある。その他、監督官と協議の上、業務上必要と認められた場合について、休日及び課業外に実施することができる。
- b) 契約の相手方は、役務実施にあたり、直接または間接的に知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用することや、その他への公表などを行ってはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- c) 役務に関連の無い区域及び事務室内への立入りは禁止する。

4 特記事項

4.1 更新に関する事項

- a) 契約後、速やかに濾材の手配を行うものとし、濾材の入荷目安をもとに、細部日程については、監督官と協議すること。
- b) 役務実施の時間帯については、**3.4 遵守事項**に示すとおりとするも、更新対象機器の停止時間については午後3時までを基準とし、浴場の運用を妨げることがないように、作業を実施すること。

4.2 役務実施要領

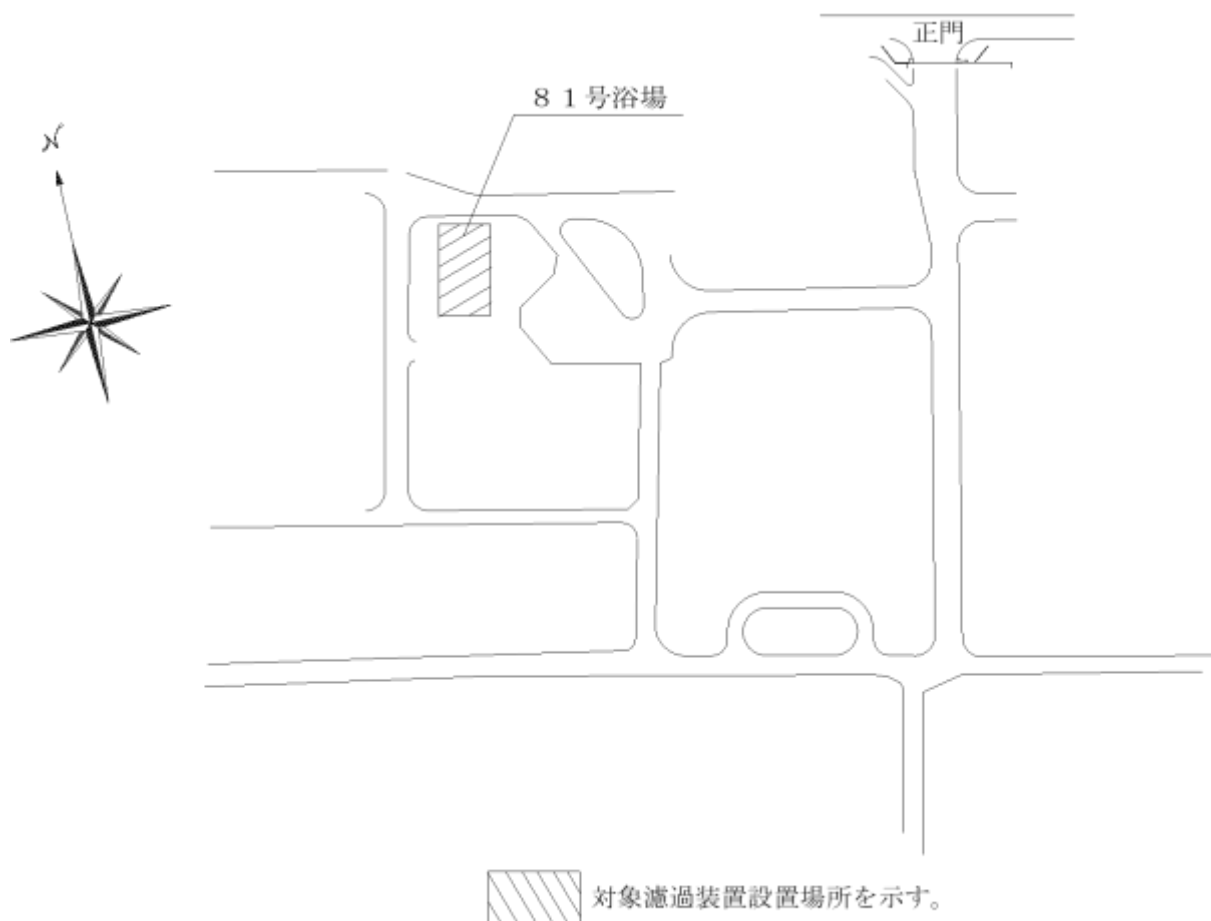
- a) 濾過装置内部の濾材及び、濾床材のすべての抜き取りを実施し、内部清掃を実施するものとする。
- b) 清掃完了後、**表3**に示す、濾材及び濾床材を充填するものとする。
- c) 濾材及び濾床材の更新に合わせ、**表4**に示す部品の更新を実施するものとする。

表3-充填材

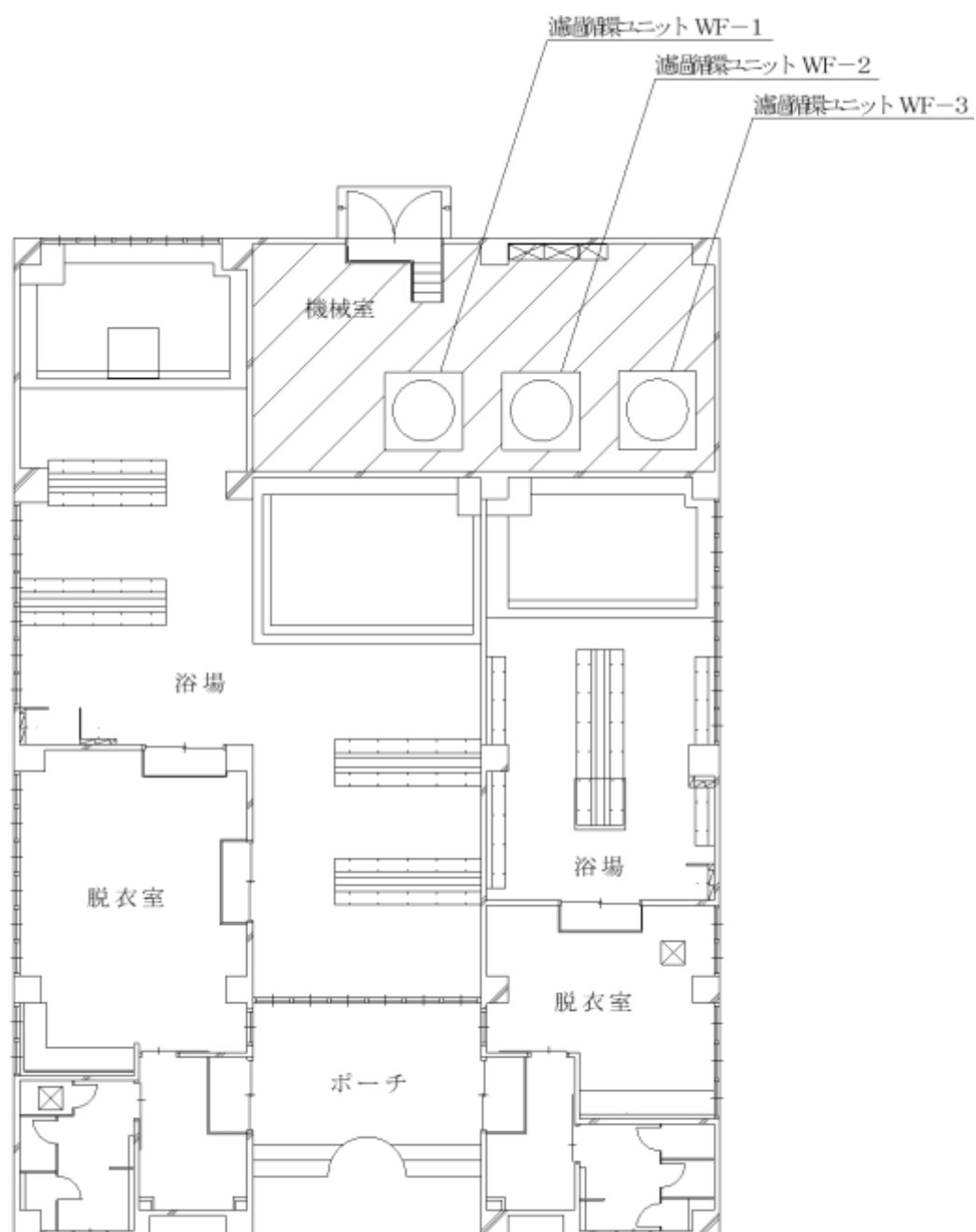
品 名	型 番	数 量
濾材	フジスーパーセラミックF (200入) (アルミナ含有率:35±2%)	780L
濾床材	4号砂利	240L
	6号砂利	120L
	8号砂利	420L

表4-更新部品

品 名	型 番	数 量
ろ過ポンプ	エバラ 65×50FSGDN53.7E	3台
電動五方弁	FJ-GEK655F, AC200V	3台



配置図 S=1 : X



平面図 S=1 : X